

事 調 第 1 1 6 6 号
令和2年(2020年)2月3日

(一社)北海道農業土木協会 事務局長
(一社)北海道農業建設協会 事務局長
(一社)北海道農業測量設計協会 事務局長
北海道土地改良事業団体連合会事業部長

様

北海道農政部農村振興局
事業調整課技術管理担当課長

工事数量算出要領(施設機械設備等)の一部改正について(通知)

「工事数量算出要領(施設機械設備等)」(平成30年9月25日付け事調第622号農政部長通知)の一部を別紙のとおり改正し、令和2年(2020年)3月1日以降適用することとしたので通知します。

なお、内容については農林水産省制定「土地改良工事数量算出要領(案)(施設機械工事)」の一部の内容を、別紙「工事数量算出要領(施設機械設備等)読替対照表」とおり読み替えて使用することとしたので申し添えます。

(設計施工グループ 内線 27-187)